

# 宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 28 日（火）  
定期第 718 号

## 目 次

### 訓令甲

- 会計年度任用職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）

### 告示

- 保安林の指定施業要件の変更の予定（森林整備課）
- 土地改良事業計画変更の認可（大河原地方振興事務所）

## 宮城県訓令甲第20号

会計年度任用職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 会計年度任用職員服務規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員服務規程（令和2年宮城県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                           | 改 正 前                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（休暇及び欠勤）</p> <p>第7条 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の規定による年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間又は子育て部分休暇</u>を受けようとするときは、総務部長が別に定めるところにより、速やかに所要の手続をとらなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> | <p>（休暇及び欠勤）</p> <p>第7条 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の規定による年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>又は介護時間</u>を受けようとするときは、総務部長が別に定めるところにより、速やかに所要の手続をとらなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> |

### 附 則

この訓令は、令和8年7月28日から施行する。

## 宮城県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年7月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮城県告示第563号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 1 項の規定により、川崎町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和 8 年 7 月 21 日認可した。

令和 8 年 7 月 28 日

宮城県大河原地方振興事務所  
所 長    高   橋    悟